

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年11月2日（月）

開会 13時30分

閉会 14時47分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 信田信行、次長（教職員担当）木平芳定、

次長（学校教育担当）山口顕、次長（育成支援・社会教育担当）中嶋中、

次長（研修担当）中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

学校経理・施設課 課長 釜須義宏、課長補佐兼班長 村木信哉

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 加藤真也、班長 岡村芳成、

主幹 奥山充人、主査 佐川久美子、主査 中西祐司

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

高校教育課 課長 長谷川敦子、課長補佐兼班長 吉田淳

生徒指導課 課長 芝崎俊也、子ども安全対策監 山口勉、班長 伊藤雅子

保健体育課 課長 阿形克己、指導主事 田中巧一

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第29号 工事請負契約について	原案可決
議案第30号 職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第31号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の 任命について	原案可決
議案第32号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例案	原案可決
議案第33号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

件 名

報告1 平成28年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告2 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめ）」（文部科学省調査）及び平成27年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）結果について

報告3 平成27年度三重県学校保健功労者表彰について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成27年10月19日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第29号及び議案第32号は県議会報告前であるため、議案第30号、議案第31号及び議案第33号は人事に関する案件であるため、報告1は採用選考試験実施要項の発表前であるため、報告3は受賞者の公表前であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の報告2の報告を受けた後、非公開の議案第29号から議案第33号を審議し、非公開の報告1及び報告3の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

報告2 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめ）」（文部科学省調査）及び平成27年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）結果について（公開）

（芝崎生徒指導課長説明）

報告2 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめ）」（文部科学省調査）及び平成27年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調

査) 結果について

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(いじめ)」(文部科学省調査)及び平成27年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」(県教育委員会調査)結果について、別紙のとおり報告する。平成27年11月2日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、山口子ども安全対策監から行います。

(山口子ども安全対策監説明)

それでは、ご説明をいたします。本日は、いじめ問題に関する標題の2つの調査につきまして、その結果を合わせてご報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。こちらは文部科学省が毎年暴力行為や不登校、いじめ等について、前年度の状況を調査しております児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のうち、いじめに関する本県の状況についての概要です。本年9月16日の教育委員会定例会におきまして、暴力行為や不登校等、いじめを除く状況につきましては、生徒指導課長から報告をさせていただきました。いじめにつきましては、本年7月に岩手県矢巾町で発生をいたしましたいじめの事案をきっかけに、文部科学省から再調査の依頼がありまして、公表が遅れておりましたが、去る10月27日火曜日に文部科学省が全国の状況を公表いたしましたので、これに合わせて三重県の状況につきましても、同日、公表したものです。

1ページの下の方をご覧ください。少し色が付けてございますが、26年度はいじめの認知件数は全体で910件、前年度の状況から299件減少いたしました。年度内に解消した割合は、92.0%でした。前年度が92.1%でしたので、ほぼ同様の結果となりました。また、一番下に書きましたように重大事態に該当するいじめの発生はございませんでした。

2ページをご覧ください。法で努力義務となっております「地方いじめ防止基本方針」の策定、置くことができると規定をされております「いじめ問題対策連絡協議会」並びに教育委員会の附属機関、地方公共団体の長の附属機関につきましての県内市町の状況を一覧にまとめた表です。上下2段になっておりますのは、上段は昨年度末、27年3月末時点のものでございます。下段は、追加調査がございまして、10月1日現在のものを更に調査をいたしましたので、その現在の状況です。いずれも全国の平均よりも三重県のほうが上回った数値となっておりますが、まだ基本方針が策定されていない市町もあるということから、積極的に声かけを行ってまいりたいと考えております。

また、真ん中のポツで示しましたが、各学校における「いじめ防止基本方針」の策定、「いじめの防止等の対策のための組織」の設置につきましては、法で義務化をされております。こちらは県内の全公立学校で既に策定、設置済みとなっております。

3ページをご覧ください。こちらは概要をまとめたものですが、右側の上から2目のグラフをご覧ください。こちらは学年別の件数を棒グラフで表したものです。これを見ていただきますと、小学校4年生からいじめの件数がぐっと増え、そして、中学校2年生までの発生が多く、中でも生活環境あるいは友達関係等に変化が起こりや

すい中学校1年生が最も多くなっていることが分かっていただけたと思います。

その下の円グラフは、いじめを発見したきっかけです。アンケート調査などで学校が発見したケースが最も多いと。あとは本人、さらに保護者ということです。グラフにはございませんが、「5 いじめの態様」とございますが、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといった項目が圧倒的に多くなって半数以上を占めております。こういった状況は国のほうでも同じような状況でございます。

なお、パソコンや携帯電話等につきましては、件数としては少ない状況です。

4ページはデータですので、説明は省略をさせていただきます。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは三重県教育委員会が独自に行っておりますいじめに関する調査の結果です。1の経緯にございますように、平成24年度に大津で発生したいじめの事案を受けまして、文部科学省が行った全国一斉の調査がございました。この調査を国は24年度だけでしたが、それを25年度以降も継続して県として行ってきました。さらに本年度は、一部、現在の状況に質問項目を見直して調査を実施いたしました。

表にございますように、これは本年の4月から9月までの半年間のいじめの状況ですが、認知件数は、昨年の643件から922件へと増加をいたしました。これは、先ほどもご説明しましたが、文部科学省の再調査が行われた際に、初期段階のいじめや、あるいはごく短時間のうちに解消したいじめ、そういったものも件数に計上するようにといったこと、あるいは、対人関係のトラブルと捉えていた事例の中にも、ひょっとしたらいじめと認定すべきものがあつたのではないかと、そういう可能性も踏まえて調査を行ってほしいといった旨の考え方が文部科学省から示されておりましたので、この9月に行った県の調査においても、学校が丁寧に実態把握に努めた結果、件数が増加したのではないかと考えております。

続いて6ページをご覧ください。中ほどの中段(2)には、市町教育委員会の取組状況の概要をまとめております。右側7ページの(3)以降は、学校の取組状況の概要をまとめておりますが、文字では読みにくいので、資料を見ながらご説明をさせていただきますので、9ページの資料をご覧ください。少し文字が小さくて見にくく、申し訳ございません。市町教育委員会を対象に行った24の設問に対する回答結果の一覧です。右側に昨年度、26年度のものも並記して比較できるようにしております。一番上の設問1、2をご覧ください。こちらは昨年度の部分が斜線になっておりますが、これは今年度新たに追加した設問項目です。1の学校の基本方針に基づいた取組がなされているか、2の組織を活用した取組がなされているか、こういうことをすべての教育委員会が学校のほうに求めていることが分かりました。

10ページ、11ページをご覧ください。こちらは、特に昨年度からの変化が見られた項目を中心にご説明をいたします。設問の18をご覧くださいと、学校やPTA、関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けている教育委員会、昨年の20市町から25市町に増えております。次の設問19は、啓発や広報活動を積極的に行っているかという質問ですが、17の教育委員会でしたが、今回は21と増加をしております。ほとんどの市町でいじめ防止基本方針が策定されまして、市町の教育委員会の取組が進みつつあるのではないかと考えております。ただ、先ほども申

し上げましたが、すべてにはなっておりませんので、今後もしっかり声かけをしたいと思っております。

続いて12ページ、13ページをご覧ください。こちらは学校に対するアンケート調査の結果です。先ほどと同様に斜線がある部分は新たな設問項目です。設問1から5は、学校においていじめ防止基本方針がすべて策定されておりますので、その取組、特に全教職員に共有をしているか、あるいは、学校全体で組織的な取組が行われているか、あるいは、そういった方針等をホームページ等で公表しているかといった、方針に基づいた取組がされているかという項目を設けたものです。こちらはすべての学校から取組ができているという回答を得ました。

設問7、8をご覧ください。こちらも新たな項目です。設問7は、子どもの居場所づくり、絆づくりに関する内容の校内研修を実施したかと聞いておりますが、小中学校ではほとんどの学校で行われている状況でございます。

設問8は、情報モラル教育の実施状況ですが、県立学校では100%、中学校でも96.2%、小学校は92.3%、いずれも9割を超える学校で行われている結果でした。

設問10は継続の質問ですが、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を保護者などに公表して理解と協力を得るよう努めているかという設問でございます。こちらは、一昨年度は4割弱しか行っていませんでした。昨年度はそれでも6割強の学校でございまして、こちらは課題の一つと捉えていた項目です。今年度は県立学校では100%、小中学校も9割を超える学校が、この質問に対して「はい」と回答をしているということで、改善が見られた項目です。これも各学校の基本方針が策定されたことが大きく影響をしているのではないかと考えております。

続いて、設問の12の②をご覧ください。こちらは、学校におけるいじめに関するアンケート調査の実施状況です。昨年度は年1回と答える学校もわずかに見られましたが、学期に1回以上、こういったアンケート調査等を行ってほしいと求めておりましたので、今年度、年1回の学校はなくなりまして、学期が2学期制と3学期制とありますが、ほとんどの学校が年2回から3回、そして、年4回という学校の割合も増加をしております。

続いて、14ページをご覧ください。上段の認知件数につきましては、最初にご説明をいたしましたので、真ん中の部分、少し細かいですが、いじめの態様別です。こちらは複数回答となっておりますが、最も多いのは、先ほどもご説明いたしましたが、①の冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといった項目です。こういう軽微なものに気づかず経過していくと、段々大きなものになっていく可能性があるということでございます。

最後、15ページをご覧ください。今後の対応方針ですが、この調査結果を学校等に周知をいたしまして、いじめの未然防止、早期の適切な対応が行われるように、基本方針に基づいた効果的な取組について、引き続き指導助言をしております。2は、毎年11月は、子ども虐待防止、そして、いじめ防止啓発の月ということでキャンペーンがございまして、ちょうど一昨日、31日土曜日も、鈴鹿のイオンモール鈴鹿のほうでこのキックオフイベントが行われました。この期間中に各学校で何らかのいじめ

防止の取組を行っていただき、その取組を報告いただくことになっております。取組状況につきましては、期間が終了したところでとりまとめて、優良事案などを紹介して今後の取組につなげていきたいと思っております。

3番は、学校だけでは解決が難しいような事案が発生した場合には、必要に応じてスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣するなど、チームで市町の教育委員会と連携して学校を支援してまいります。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。報告2のいじめ等の報告に関して、各委員の方からご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

私から1点よろしいですか。1ページの表ですが、平成26年は910件ということで、25年から比べると、299件減っていると。それは、先ほど説明いただいたかと思いますが、いろんな対策による効果が出てきたという見方でいいのでしょうか。

子ども安全対策監

先ほどもご説明いたしました、各学校でいじめに関する方針がすべて作られたということ、このことで学校のいろんな取組が、例えば、学級活動等での取組や、生徒会活動であるとか、もちろんアンケート調査も含めてですが、そういったことが学校で一定しっかり進んできたかと思っております。

ただ、これは再調査をしての数字ですが、昨年度のものでしたので、振り返るということも、もちろん記録が残っている中で振り返られたと思えますが、それで調査をして若干増えてこの件数ということでしたので、一定、学校では取組が進んでいると。重大な事態が起こっていないことを一番幸いに思っているところです。

森脇委員

データのことについてお伺いしたいのですが、3ページのデータでは910件となっております。5ページの県独自の調査でしょうか、データでは、平成26年で643となっているんですが、このデータの数字の違いやデータの性格の違いも含めて説明をお願いします。

子ども安全対策監

今、ご質問があった件につきまして、5ページのこの県の調査は毎年4月から9月までの半年間の分でございます。一番最初に見ていただきました1ページのものは、平成26年度1年間のを今年度調査した数字ですので、期間が違うということでございます。

森脇委員

そうすると、27年のデータも4月から9月ということで。

子ども安全対策監

そうでございます。

森脇委員

どうして半年となっているんですか。

子ども安全対策監

文部科学省の調査は、暴力行為等のほかのものと一緒に前年度のものをすべて1年間調査をします。ただ、これが毎年、昨年度のものが9月頃に調査結果が出てくるようになっております。県としては、大津の件でちょうど9月頃に今年度の分についての現時点での状況を調査するアンケートがございましたので、これを25年度以降も引き続き行うことで、現時点での状況、26年度のもの文部科学省調査で出ますが、現時点でのものを確認するという。もう一つは、文部科学省調査ではなかなか表れてこないような各学校の取組であるとか、市町の取組の状況といったものを質問項目で問うことで現在状況を確認して、必要なデータを見る中で指導助言をしていく基礎データにしているものでございます。

教育長

1年間を通じてずっとやっている、それは分からないということで、子どもたちのいじめられている状況を早くキャッチするためには、半年ぐらいの間でチェックを入れるのいいのではないかと。そのことによって、学校の教職員も意識するし、子どもたちも早めにいじめられている場合は救えるのではないかと、1年間指導が入らないこともあるということで、子どもたちがアンケート調査で答えやすいようにするというので1年としないということです。

森脇委員

ということであるならば、県の独自の調査はこれからも続けていくつもりなのかというのが1つと、もう1つ、解消率と書いてありますが、解消するというのはどういう意味か教えてください。

子ども安全対策監

まず、1点目の県調査の継続ですが、これは当然継続をして、先ほど教育長も言っていたと思いますが、これをやるには各学校でアンケート調査もこの期間にすべてやっておりますので、これは引き続き続けていきたいと考えております。

続けて、解消のことですが、解消というのは、子どもたち同士のいろんな関係が、少なくともいじめが起こっていないのは当然ですが、関係性が完全に元に戻る場合もありますし、ひょっとしたら少し距離を置くことで平常な学校生活になる場合も中にはあるかと思えます。いずれにしても、いじめを受けた子のつらい状況が続いていない、解消したと本人も考える、そして、保護者もそのように捉えている、学校の先生方も子どもたちを見る中でそのように捉えているということで、そういう三者が多面的に見る中でいじめは解消したと確認できた時点で解消と。少なくとも、まだ見守りをしなければいけない状況というのは、解消とはまだ見ないという状況でございます。

森脇委員

分かりました。つまり、66.1%とか69.7%というのは、まだ解消していない場合が30%あるということですね。その継続的なフォローも必要ではないかという気がしますが、そのあたりもぜひデータに入れて、1年後どうなっているのかということも、例えば、この26年の69.7の後の30は、その後どうなっているのかというのがデータとしてほしいと思いました。

子ども安全対策監

今おっしゃった、例えば69.7でございます。これは半年分ですが、これを1年間、後半に起こる部分もありますが、一応年度末に解消したものであるということで確認をしたのが1ページにある92%です。残りの8%はどうかというと、それがどうなったかは確認をして、現在、解消しているとすべて確認しております。

森脇委員

分かりました。

柏木委員

3ページの円グラフの中で、アンケートが発見のきっかけになったということが一番多い中で、自分でアンケートに答えられた子どもと、第三者の子どもたちがこのアンケートに答えたというのが分かれば教えていただきたいのですが。

子ども安全対策監

アンケートの中で本人なのか周りなのかというデータがないものですから、ただ、本人が訴える中で、この円グラフの3つ目のところは、当該生徒本人の保護者でございます。2つ目のところは本人からの訴え、これを学校がアンケートに本人が書いたものをアンケートに挙げたのか、本人からの訴えで挙げたのかカウントできていない部分がありますが、その区分についてはデータがございませんので、申し訳ございません。

柏木委員

いじめを受けている子どもたちは、本当に心の痛い思いをしている中で、絶対クラスメイトは現場を見ているわけで、その子どもたちがいかに他の人たちにいじめられている子どものSOSを伝えてあげることができるかというのが、いじめの発見のポイントで、自分でしんどいと言える子どももいけば言えない子どももいる中で、そういう第三者の子どもたちの正義の心、いじめを許さない気持ちをもっともっと汲み上げられるようなシステムを持っていれば、例えば目安箱みたいな感じで、アンケートだと年4回なので、いじめ目安箱みたいな形で、見かけたらこの目安箱に入れてみんなで気づいてみんなで直そうみたいな学校の風潮や、特に小学校と中1は、昨日も不幸な事件が名古屋で起きたことがテレビ報道されている中で、やはり環境が変わったりすると、子どもたちもいろんな意味でしんどい中で、はけ口にいじめを使ったりということも出てくるので、子どもたちの精神的なケアを大切にして発見につなげていただければと思いますので、よろしく願いしますとしか言いようがありませんが、指導をよろしく願いします。

岩崎委員

2点ほど。1つは、2ページのところで、今、柏木委員からもご発言がありました。君は守られている、いじめは見逃さないという基本方針を各市町は作るわけですね。それが今の段階でも27年10月の段階でも残念ながら全部というわけではない。けれども、各市町の学校は、県立も含めて全部持っているわけですね。そうすると、それが市町のレベルでまだ未整備というのは、早急に解消しておく必要があるだろうし、学校だけではなく、各市町の教育委員会もそういう体制を持っているということも早く子どもたちに知らせてやる必要はあるだろう。これは2ページにある「地

方いじめ防止基本方針」が早く100%になることを目標として掲げていかなければいけないだろうと思っています。それが1点。

それから、柏木委員と同じところですが、3ページのいじめ発見のきっかけのところで、考えてみたら、これまでいじめが発覚するのは、本人からの訴えや保護者からの訴えとか学級担任が発見とか、この3つぐらいだったわけです。それがアンケート調査を実施することでこれだけ出てくるようになったわけですから、アンケート調査は非常に重要だろうと。そうなりますと、何回もやっておく必要があるだろうという意義はすごく分かります。

その中で12ページにそのアンケート調査の内容がありますが、これはそうなんだなと思いつつ、いじめに関するアンケート調査、いじめの未然防止等にも効果をもたらしていますかというときには、アンケート調査というのは、例えば高校でいうと、そうでもないよなという回答になりますね。そこのところが腑に落ちないというか、高校の場合だったらそういうことなのかと思ったりもしますが、この未然防止にはなかなか効果をもたらすとは言えないんじゃないかと10%回答していますが、これはどういうことなのかよく分からないんです。そこで分かることがあれば教えていただきたい。

子ども安全対策監

まず市町の方針は、おっしゃるとおりですので、残りの市町にはしっかり声かけをしておりまして、今、まだのところには早急に準備を進めていただいていると聞いています。

岩崎委員

それは町ですか。

子ども安全対策監

両方でございます。いろいろ、それぞれの取組の状況の中で、やるつもりがどこかで詰まってしまったりとかいろんな状況があります。

あと、発見のきっかけ、今、委員がおっしゃったとおり、こういった大津の件で国の大きなアンケート調査が行われるまでは、本人が訴えるか保護者が訴えるのがほとんどでした。ところが、こういったアンケート調査が行われるようになってからは、こういったものが前に一番大きなものとして出るようになりましたので、この必要性は十分あると。

あと、もう一つは、小学校でも中学校でも多くの場合、担任との日々のいろんなノートのやり取り等がありますので、その中でもひょっとしたらキャッチをしている状況もあるのかも分かりません。子どもたちがいろんな悩み事を抱えている場合もありますので、いずれにしても教員が早くそのことを察知して、すぐに聞き出して状況を確認する、早く対応するのが一番ではないかと思えます。

それから、未然防止ですが、これは学校が答えておりますので、どういうつもりか分かりませんが、特に発見ではなくて未然防止について効果があると書いた学校の中には、どんなことかを書いてありまして、見ておられますと、何回も出ておられますのが、本人だけではなくて周りの子どもたちがアンケートの場合は書く、そういったことが一定の抑止効果というか、未然防止にも効果があると、特に小中は多くのところでそ

ういう感覚で答えていただいております。

高等学校のほうは、子どもたちがある年齢に達してくることもあって、未然防止のところまで影響があるかどうかという判断がなかなか難しかったのかも分かりませんが。

岩崎委員

分かりました。

委員長

よくいじめが重大事件になったときに、新聞やテレビなどで見聞きしますが、担任の先生が、仲のよいことの表れ、ふざけみみたいな認識を。要は気がついた、いじめとは認識してなかった。一番現場に近いのは学校の先生だろうと思うんですが、あれを聞いていて、本当に毎日見ながらどんな感性をしているんだろうという思いに駆られることが私よくあるんです。

柏木委員

10ページの13番、いじめ問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成していますかということで、7の市町は作っているということですね。今、新任の教員が増えている中で、例えば、新任の先生のクラスでいじめが起きた場合、やはり経験不足ということから、どう対応したらいいのかということ、研修といってもできないので、こういうのも本当に必要なことだと思うし、さらに、いじめが起きた場合の対処というより、誰に相談したらいいのかということ、教員の方たちもしっかり把握してもらって、起きるものだという前提のもとで、対処を素早くするのが一番子どもたちのためになる、そういうことをしっかりこの手引き書に書いていただければと思うので、これはもっともっと市町でパーセンテージを上げていただきたい項目と思いますので、それもよろしくお願いします。

委員長

1点、質問ですが、昨日からいじめ防止啓発月間といいますか、これはもともとは虐待防止月間であったと思うのですが、ここにいじめもということで一緒にやりたいと教育委員会側から子ども・家庭局にオファーがあったのは、3年前ですよ。今、副教育長、たまたまオレンジリボンを付けておられますが、虐待のことについては、私も以前、関わらせていただいたので分かっているんですが、キャンペーンの強調月間といいますか、いろんなところへの働きかけは、教育委員会としていじめ防止と一緒にやるのはいいんですが、極端なことを言えば、31日のキックオフに出ましたというだけなのか、もっと一番の問題は現場まで浸透していくことだろうと思いますが、何か活動はやってみえるかという問いかけです。

子ども安全対策監

先ほども少しご説明しましたが、この月間中、委員長がおっしゃったように学校現場で何をやるかが一番大事だと考えていますので、それぞれの学校でこの月間であるということ、うちのほうからも通知をして、学校で何らかの、特にこれをやってくださいとは決めてはいませんが、学校の実情に応じた中で、行事等もある中で、いじめの防止に関するような学校としてのこの月間にやるような何か取組をしていただくということ、呼びかけを毎年しております。どんなことをやったか報告をいただ

いておりますので、好事例は広めながら取り組んでいきたいと思っております。

委員長

せっかくの強調月間ですので、先ほど予防という話、そこが一番だろうと思っておりますので、実のあるような予防策といえますか、現場に当然理解や協力もいただかないとできないと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

森脇委員

1つだけ、ちょっとした補足ですが、3ページのグラフを見ると、いじめの件数がかつと伸びるのが小4ですね。ちょっと早まっていますか。中1ギャップの解消というのは、多分こうしたいじめとか暴力行為の解消が一応目的になっていると思っておりますが、このグラフを見ると、早まっているような感じもします。もしできるなら、いじめの対策は今後、小学校の中学年をターゲットにしてやっていく必要があるのではないかと思いますので、一応気づいたところを申し上げておきます。

委員長

よろしいですか。それぞれの委員の方からご意見やご提案が出たと思っておりますので、減ったとはいうものの、まだまだ多くの件数がありますし、潜在的なこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第29号 工事請負契約について (非公開)

学校経理・施設課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第30号 職員の人事異動(市町立小中学校)について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第31号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第32号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(非公開)

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 33 号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について (非公開)

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告 1 平成 28 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について (非公開)

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告 3 平成 27 年度三重県学校保健功労者表彰について (非公開)

保健体育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。